



介護保険 ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑪ ●

平成27年度 介護保険料

◆ 平成27年度の介護保険料が決まりました

平成27年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、下表をもとに毎年6月に決定される所得段階によって決まります。

対象となる皆さんには、7月中にお知らせと、普通徴収の場合は納付書を同封してお送りします。

所得段階	対象者	介護保険料（年額）
第1段階 ※別途 軽減有	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ●世帯全員が町民税非課税で前年の本人年金収入などが80万円以下の方	35,400円 (基準額×0.5)
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で前年の本人年金収入などが80万円超120万円以下の方	53,100円 (基準額×0.75)
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で前年の本人年金収入などが120万円超の方	53,100円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で前年の本人年金収入などが80万円以下の方	63,700円 (基準額×0.9)
第5段階	●世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で前年の本人年金収入などが80万円超の方	70,800円 (基準額)
第6段階	●本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	85,000円 (基準額×1.2)
第7段階	●本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	92,000円 (基準額×1.3)
第8段階	●本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	106,200円 (基準額×1.5)
第9段階	●本人が町民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方	120,400円 (基準額×1.7)

※第1段階は、軽減強化により、実際には基準額×0.45=31,900円となります。

◆ 介護保険料の決め方

【第1号被保険者（65歳以上）】

3年ごとに見直しする「介護保険事業計画」において決定します。

上表のように、町民税の課税状況や所得により介護保険料が決まります。



【第2号被保険者（40歳～64歳）】

●国民健康保険（国保）

所得などに応じて世帯ごとに決まり、医療分と介護分を合わせて国保税として世帯主が納めます。

●職場の医療保険など

加入している医療保険ごとの介護保険料率と給料・賞与に応じて決まり、医療保険の保険料と介護保険料を合わせて給料・賞与から差し引かれます。

◆ 保険料の納め方には、特別徴収と普通徴収の2種類があります

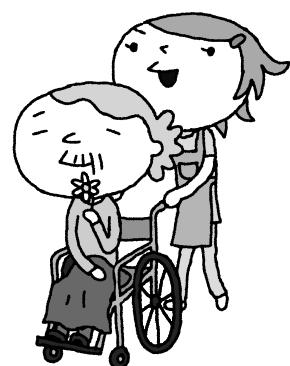
	対象者	納め方	納期
特別徴収	老齢年金(退職)・障がい年金・遺族年金の受給額が、年額18万円(月額15,000円)以上の方 (平成26年度途中に65歳になった方や他市町村から転入した方は普通徴収になる場合があります)	年金天引	年金の支払月 (年6回・偶数月)
普通徴収	●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●平成27年度途中に65歳になる方、他市町村から転入した方、年金受給者になった方など	●納付書 ●口座振替	7月～翌年3月 (年9回・毎月)

※普通徴収から特別徴収への切り替えは、徴収開始より約半年～1年後となります。

※普通徴収の方には、安心で便利な口座振替をおすすめします。申し込みは、振替を希望する金融機関の窓口で行ってください。

《申し込み手続きに必要なもの》

- 預金通帳
- 金融機関へのお届印
- 納付義務者のわかるもの(介護保険料納付通知書など)

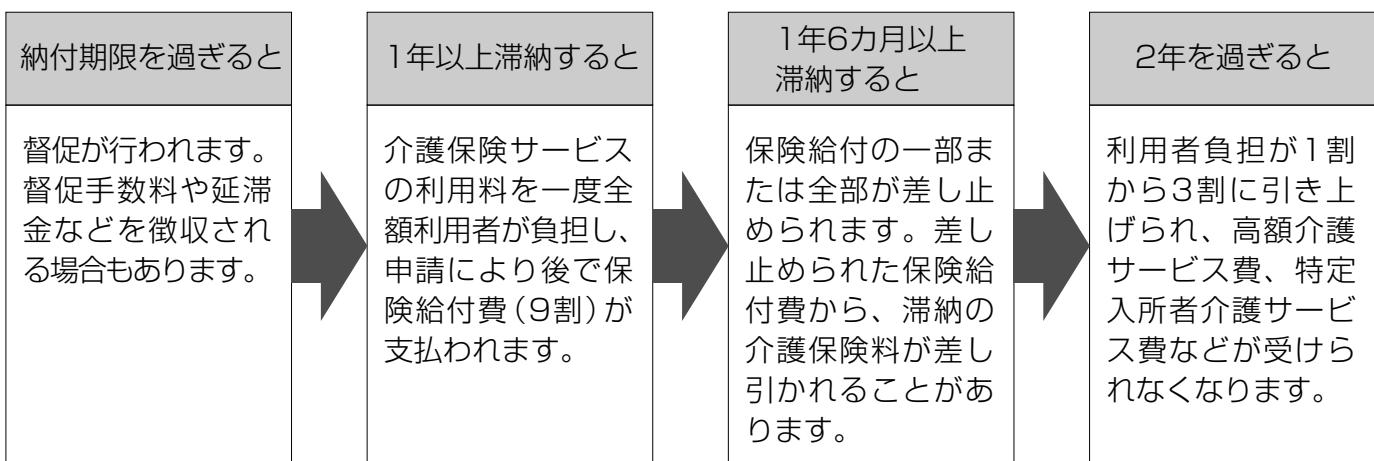


◆ 介護保険料はどうしておさめるの?

介護保険は、すべての被保険者が納める介護保険料と公費(税金)を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供し、被保険者自身とその家族を支援する仕組みです。
一人ひとりの介護保険料は大切な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆ 介護保険料を納めないとどうなるの?

特別な事情がないのに、介護保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割になったりする給付制限の措置がとられます。介護保険料は必ず納めてください。



介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)